

令和7年度 国際物流拠点産業活性化促進事業
国際物流拠点産業集積地域等制度活用促進調査 業務委託
企画提案募集要領

本公募は、令和7年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるもので、県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 募集の趣旨

国際物流拠点産業集積地域制度の活用による臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進及び産業イノベーション促進地域制度の税制優遇活用促進による製造業等の振興のための調査・分析等を実施する。

※臨空・臨港型産業

那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業、流通加工等を行う配送業、倉庫業、機械等修理業、その他サービス業等のこと。

2 事業概要

- (1)国際物流拠点産業集積地域制度と産業イノベーション促進地域制度における企業ニーズに基づく既存税制特例の必要性、改善事項等の調査・分析に関すること。
- (2)国際物流拠点産業集積地域と産業イノベーション促進地域における設備投資を阻害している沖縄の特殊事情等の調査・分析に関すること。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に掲げる者に該当しないこと。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5)以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。
①法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）

が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

②役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6)県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。

(7)社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(8)労働関連法令を遵守していること。

(9)当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(10)特区制度に関連する施策をはじめ当該事業の遂行に必要な知識を十分に備えているとともに、事業を的確に遂行するに足る実務能力、組織、人員等を有していること。

(11)県内事情に精通し、業務の遂行にあたっては必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

(12)応募は複数の法人からなるコンソーシアムでも可とし、この場合の要件は次のとおりとする。

①管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。

②コンソーシアムの構成員で協定を締結すること。

③コンソーシアムの構成員全員が、応募資格(1)から(8)の要件を満たす者であること。

④コンソーシアムを構成する法人のいずれかが応募資格(9)から(10)の要件を満たす者であること。

⑤コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。

4 委託業務の内容及び提案内容の要件

別添「令和7年度 国際物流拠点産業活性化促進事業 国際物流拠点産業集積地域等制度活用促進調査業務委託 仕様書」を参照すること。

5 応募書類及び提出部数

(1)申請書類【提出部数：10部（正本1部（片面印刷）、写し9部（片面印刷）】

- ①応募申請書 【様式 1】
 ②企画提案書（概要） 【様式 2】
 ③会社概要（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること） 【様式 3】
 ④コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る） 【様式 4】
 ⑤積算書 【様式 5】

・提案にあたっては、総額 3,300 千円（税込）を上限として事業費を積算すること。
 ただし、この額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。
 ・積算書の費目については、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の
 積算根拠・内訳をできるだけ明確にすること。

ア 直接人件費

※参考（沖縄県見積基準日額）

主任研究員 49,900 円、研究員 A 36,500 円、研究員 B 27,900 円

- イ 直接経費（旅費、謝金、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費等）
 ウ 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計から再委託に要した費用を除いた額の 100 分の 10 以内とすること）
 エ 消費税相当額（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上し、その合計額に 10% を乗じた額とすること（円未満切り捨て））
 ⑥実施体制 【様式 6】
 ⑦委託業務のスケジュール表 【様式 7】
 ⑧実績書（過去 3 年以内） 【様式 8】

※コンソーシアムは、構成員の全てについて提出すること。

- ⑨企画提案書（片面印刷、30 頁以内） 【任 意】

※①～⑨を一式にしてクリップ留めすること。ステープル、ファイル綴りは不要。押印が必要な様式は、原本を 1 部、残りはコピーで良い。書類の作成・提出等、応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(2)添付書類【提出部数：2 部（正本 1 部（片面印刷）、写し 1 部（片面印刷）】

- ①誓約書 【様式 9】
 ②定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 ③応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
 ④直近 3 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 ⑤直近 3 年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
 ⑥労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務）

務がない場合を除く)。なお、社会保険に加入義務がない場合は、社会保険に加入義務がないことについての申出書【様式 10】を提出すること。

⑦コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）……………【任 意】

※請負代金の受領に係る期間等も勘案の上、コンソーシアムの存続期間、運営方法、代表者の名称、権限、各構成員の責任、業務分担等の必要事項について記載すること。

⑧委任状（コンソーシアムの場合に限る）……………【様式 11】

※①から⑥の資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※⑤及び⑥の書類については、別添「参加資格要件確認書類」を参照のこと。

※①～⑧を一式にしてクリップ留めすること。ステープル、ファイル綴りは不要。押印が必要な様式は、原本を 1 部、残りはコピーで良い。書類の作成・提出等、応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(3) 提出方法

応募申請書等は、次により持参又は郵送により提出すること。なお郵送の場合は提出期限内に到着することとし、書留郵便など到着が確認できる方法によること。

①提出期限：令和 7 年 3 月 14 日（金）17 時まで（期限厳守）

②提出場所：沖縄県商工労働部 企業立地推進課（担当：新垣）

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

T E L : 098-866-2770 F A X : 098-866-2846

6 応募に係る質問

委託業務等に関して疑義がある場合には、質問票【様式 12】を記入し、電子メールにより提出すること。

①受付期限：令和 7 年 3 月 7 日（金）17 時まで（期限厳守）

②提出先：沖縄県商工労働部 企業立地推進課（担当：新垣）

E-mail : indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

③質問に対する回答：企業立地推進課ホームページへ掲載する。

7 審 査

①選定委員会実施予定日

令和 7 年 3 月 28 日（金）（予定）

※開催日程については、応募締め切り後に決定・通知いたします。

(2) 審査方法

第一次審査（書類審査）

沖縄県商工労働部企業立地推進課において書類審査を行った上で、その結果及び第二次審査の実施日時等を電子メール及び書面で通知する。

第二次審査（プレゼンテーション審査）

- ①沖縄県商工労働部内に設置する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容等についてプレゼンテーションを行った後、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ②選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問合わせには応じない。
- ③選定委員会は、書面開催とする場合がある。
- ④提案内容について、県が求める基準に達していないと判断した場合、「該当者なし」とする場合がある。

※応募者が多数の場合は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行う場合がある。

※プレゼンテーションの詳細（会場及び時間等）は、提案者あて別途連絡する。

※プレゼンテーションは、「5 応募書類及び提出部数」により提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

(3) 審査基準

選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

- ①事業の目的、課題等を十分に理解し、仕様書を踏まえた提案内容となっているか。
- ②委託業務により実施する立地状況等調査、実態調査、プロモーション活動等のイメージを具体的かつ明確に有しており、効果が見込まれる提案内容となっているか。
- ③事業の企画・運営・調整（関係機関等との調整含む）等、事業全般の管理運営について、予算や期限を遵守し、計画を確実に履行できる運営体制か。
- ④提案内容、運営体制等を総合的に評価した場合、確実に実行できる計画となっており、特区制度を促進することが十分見込めるか。

(4) 審査結果

- ①審査の経過、評価の内容については公表しない。
- ②応募申請書を提出した者に対して文書で通知する。

8 委託契約について

- (1)「7 審査」において選定委員会が第1位に選定した者（以下「委託先候補者」という。）と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2)委託先候補者が辞退した場合、又は県との協議が整わなかった場合は、次順位の提案者を委託先候補者とする。

9 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	2月 28日（金）
(2) 質問締切	3月 7日（金）午後5時
(3) 質問回答	3月 11日（火）までに隨時
(4) 企画提案書等提出期限	3月 14日（金）午後5時
(5) 選定委員会開催通知	3月 21日（金）
(6) 選定委員会（プレゼンテーション審査）	3月 28日（金）
(7) 審査結果通知（委託予定事業者通知）	4月 1日（火）
(8) 委託契約締結	4月 7日（月）

10 その他留意事項について

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (4) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 「沖縄県随意契約ガイドライン」に基づき、「契約の相手方」、「契約金額」等を公表する。

※沖縄県財務規則第101条第2項

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。